

令和6年第4回海陽町議会定例会会議録（第2号）

開 会 年 月 日	令和6年12月12日
開 会 場 所	海陽町議会 本会議場

再 開	東 議 長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>まず初めに、本日、叶岡議員より欠席届が提出されておりますので、ご了解のほどよろしくお願いたします。</p> <p>ただいまの出席議員は13名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。（午前9時30分）</p> <p>本日の会議日程はお手元に配布のとおりです。</p>
日程第1 会議録署名議員 の指名	東 議 長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において10番 高島議員、11番 戸田議員を指名します。</p>
日程第2 委員長報告	東 議 長	<p>日程第2、委員長報告を行います。</p> <p>まず総務産業建設常任委員会、富田委員長、お願いします。</p> <p>5番 富田委員長。</p>
	富田総務産業 建設常任委員 長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>ただいまから総務産業建設常任委員会の委員長報告をいたします。</p> <p>12月9日、午前10時10分に開会をいたしました。出席者は、委員全員、議長、町長、副町長、参事と所管の課長9人、傍聴者は、報道関係者を含め4名でした。</p> <p>開会后、当委員会が所管する定例会提出議案について、各担当課から順次説明を受けました。</p> <p>議案第89号、海陽町未来まちづくり基金条例は、令和7年度に合併特例債の発行が終了となり、それ以後のまちづくりの財源として基金を創設するものです。</p> <p>議案第90号、海陽町企業版ふるさと納税基金条例は、企業からの寄附金を次年度以降の事業にも充てられるよう基金を創設するものであり、委員から、基金の運用はきちんと行われているのかとの問いに、町長から、確実な方法で運用していくとの答弁があり、また委員から、企業版ふるさと納税の募集はかなりの努力が必要なので、頑張っ取り組むようにとの意見がありました。</p> <p>議案第93号、タブレット端末購入契約については、議会のペーパーレス化の機器の購入。</p> <p>議案第94号、令和6年度海陽町一般会計補正予算（第7号）の総務産業建設常任委員会の所管の部分の概要については、繰越明許費に突喰地区防災公園事業（突喰地区防災公園整備事業の誤り）は、標準工期を確保するため7200万円の計上。</p> <p>歳入予算では、国庫支出金の老朽住宅除却事業補助金は、新たに2件の申込があり、60万円の増額、町債の未来まちづくり基金積立事業債は、合併特例債を活用した基金積立に7億2810万円の発行でありました。</p> <p>委員から、今後の空き家対策はとの問いに、町長から、利用できる空き家の有効活用や老朽化した空き家には解体事業の補助金の活用を周知し、将来的には危険な空き家を削減していくとの答弁がありました。</p> <p>歳出予算の主なものは、総務費では、セミナーハウスの漏水対応工事費64万5千円、移住ガイドブック増刷に13万2千円。農林水産業費では、熟田地区農業揚水ポンプの改良費用の補助に159万円、靱浦県営漁業改修事業負担金（県営漁港改修事業負担金の誤り）に1232万円。商工費では、観光施設の津波避難情報看板設置工事費に80万円、4カ所でございます。土木費では、県道上皆津奥浦線改良事業負担金150万円。災害復旧費では、11月の豪雨による災害が発生し、測量設計委託料に100万円。公債費では、地方債繰上償還金に1億4221万7千円。諸支出金では、地方財政法の規定による令和5年度の剰余金を財政調整基金に9855万9千円の積み立て、合併特例債を活用した未来まちづくり基金積立金に7億6650万円の計上でありました。</p> <p>委員より、11月に発生した災害の場所はとの問いに、町道川又大比線、町道柱野岡本線、大谷川の3カ所との答弁がありました。</p> <p>議案第96号、令和6年度海陽町水道事業会計補正予算（第2号）は、職員人件費の補正。</p> <p>議案第97号、令和6年度海陽町下水道事業会計補正予算（第2号）は、令和5年度の消費税の支払を特別損失として補正するものでありました。</p> <p>報告第5号の専決第14号、和解及び損害賠償の額を定めることについては、町道での落石による相手方車両への損害賠償の報告でありました。</p>

	<p>東 議 長</p> <p>長江文教厚生 常任委員長</p>	<p>次に、当委員会に付託されている1件の陳情書の審査に入り、徳島県平和の日の条例制定を求める意見書の提出を求める陳情については、継続審査といたしました。</p> <p>その他に入り、委員から、避難タワーの候補地の選定状況はとの問いに、今年度中に候補地を決定するとの答弁があり、また委員から、サービス終了となった観光施設のレンタサイクルのその後の対応はとの問いに、観光協会と有人施設での設置を検討しているとの答弁があり、次に、委員から、国道の雑草や中央線が消えている箇所は夜間走行に危険であるとの意見に対し、町長から、国など関係機関に要望していくとの答弁がありました。</p> <p>概要は以上のおりで、午前11時20分に委員会を閉会いたしました。</p> <p>以上で、総務産業建設常任委員会の委員長報告を終わらせていただきます。</p> <p>これで総務産業建設常任委員会、委員長報告を終わります。</p> <p>続きまして、文教厚生常任委員会、長江委員長、お願いします。</p> <p>1番 長江委員長。</p> <p>皆さんおはようございます。</p> <p>ただいまより文教厚生常任委員会の委員長報告をさせていただきます。</p> <p>12月10日、午前9時28分から委員会を開会しました。出席者は、町長、副町長、教育長、参事2名、所管の課長6名、委員は6名でした。</p> <p>12月定例会提出議案の当委員会所管の協議事項について説明を受けましたので、抜粋して報告いたします。</p> <p>議案第91号、海陽町区域運行型デマンド交通条例については、タクシーの走っていない宍喰地区久尾線をデマンドバスとして実証運行するため、条例を制定するものです。</p> <p>委員より、事前に予約するということが、どのくらいの利用を見込んでいるのかとの問いに、現在の倍以上の利用を見込んでいる。登録制の意義は何かとの問いに、事前に対象者を把握し、この場所で乗るというのを決めておきたい。登録していない人や町外から来た場合はどうするかとの問いに、乗せる方向であるが、原則、登録をしていただくように周知していくとのことでした。委託について規定されているが、いつ頃までを見込んでいるのか、委託先はどのように決めるのかとの問いに、来年8月末までのデマンド実証の終了までに委託に向けて詰めていく。公募するか、望ましいと思われるところに委託するかは未定ですが、タクシー会社等も視野にこれから当たっていくとのことでした。</p> <p>議案第92号の海陽町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例は、久尾線をデマンド運行に移行することに伴い、久尾線の部分を削除するとのことでした。</p> <p>委員より、町営バスに変わらない、距離が変わるだけなのに削除する必要があるのか、また今後、違う地区でのデマンドバス運行によりこの条例から外すのかとの問いに、久尾線は従来通りの町営バスではあるが、今までのような定期・定路線運行ではなくなり、公共交通の性質・性格が変わってくるので、デマンド交通条例で網羅し切り離れた。違う地区でのデマンド運行をする場合は、条例から外すとのことでした。</p> <p>次に、議案第94号の令和6年度海陽町一般会計補正予算の所管の部分について協議いたしました。繰越明許費は子ども第三の居場所開設事業にかかる補助金5000万円のうち、今年度は建物の新築にかかる実施設計費用分205万7千円のみ支出見込みであることから、残りの4794万3千円を来年度へ繰越するとのことでした。</p> <p>歳入の主なものは、障害者自立支援給付国庫負担金1865万と障害者自立支援給付県負担金932万5千円は、制度改正及び給付費増加に伴うもの、子どもはぐくみ医療費助成事業補助107万5千円は子どもあゆみ医療費増加に伴うもの、子どもあゆみ基金繰入金は子どもあゆみ医療費の増加と体操服購入に伴うもの、B&G財団助成金5000万円は第三の居場所に伴うものであるとのことでした。</p> <p>次に歳出について主なものは、総務費では、住基システム改修事業委託料に207万4千円。民生費の主なものは、障害者自立支援給付審査支払等システム改修委託料182万4千円、制度改正及び給付費の増加に伴う介護給付費4130万円、チーム保育推進加算に伴う二葉保育園運営委託料522万4千円、かいよう保育所開設等に伴う備品購入費190万3千円、子どもあゆみ医療費の増加に伴う子どもあゆみ医療費助成215万円。</p> <p>委員より、チーム保育推進加算とは具体的にどういう内容か、これにより保育の質は上がるのか、今回が初めてなのかとの問いに、配置基準を超えた保育士を配置し、保育士の平均経験年数が12年以上で、キャリアを積んだ保育経験者をリーダーとするチームで保育にあたることにより加算されるものであり、宍喰保育所も加算されており、体制が取られている限り続いて加算されるものであるとのことでした。</p> <p>認定こども園開設に伴う園歌作成業務委託料70万、看板設置工事請負費50万円、備品購入</p>
--	--------------------------------------	--

<p>日程第3 一般質問</p>	<p>東議長</p> <p>東議長</p> <p>長江</p> <p>東議長</p> <p>黒木建設防災課長</p>	<p>費201万円、子ども第三の居場所開設事業補助金5000万円、文化村施設清掃委託料300万円を減額するものでした。</p> <p>委員より、清掃委託料の減額については、当初予算と比べると3割ほど減額している。積算はどのようにしているのか。県の積算基準を使用すれば予算額を抑えることができ、不用額が少なくなるのではないかと問いに、業務価格については、これまで国の積算基準に基づき算出しているが、来年度予算については県の積算基準も確認をした上で、請負差額が大きくなるように対応していきたいとのことでした。</p> <p>また、高い率で予算が余るようなことが続いている。予算計上時はスキルがある課にも協力もしていただいて、異常に余らないよう計上してもらいたい。予算ヒアリングの中でも予算が妥当かどうか、十分に検討をしてほしいとの要望がありました。</p> <p>子どもの居場所事業については、条例や規則は作るのか、作るのであれば規則も議会に説明してほしいとの問いに、高校生の居場所については町が開設するため、条例・規則を策定する必要がある。今後、開設に向け進めて行く中で規則についても議会へ説明したいとのことでした。</p> <p>議案第95号、令和6年度海陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の主なものは、一般被保険者療養給付費1億657万8千円、一般被保険者高額医療費4777万8千円は特定疾病該当者1名の加入によるもの、出産育児一時金150万円は被保険者の出産増によるものであるとのことでした。</p> <p>委員より、一般被保険者療養給付費と一般被保険者高額医療費増加の内容はとの問いに、要因としては同じで、8月に血液系の特定疾病の方1名が社会保険より国民健康保険に加入したことによるものであるとのことでした。</p> <p>当委員会に付託されておりました陳情等については、審議の結果、継続審議となりました。</p> <p>概要は以上のとおりで、その他、さまざまな協議を行い、午前10時40分に閉会をいたしました。</p> <p>以上で、文教厚生常任委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>これで文教厚生常任委員会、委員長報告を終わります。</p> <p>以上で、委員長報告を終わります。</p> <p>日程第3、一般質問を行います。</p> <p>通告順により発言を許可します。1番 長江議員。</p> <p>議長の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を行いたいと思います。</p> <p>前回も防災について質問をさせていただきましたが、今年度は能登半島地震や南海トラフ臨時情報が立て続けにあり、町民の防災意識も高まっている今こそ、防災について強化する機運が高まっていると思います。また、この15日には避難訓練、昭和21年12月21日は昭和南海地震が発生した日であり、昭和南海地震が発生からもう78年が経過をしております。</p> <p>そこで、この機会に防災への取り組みについて、いま一度お伺いしたいと思います。</p> <p>先の能登半島地震で住宅被害が広がったのは、高齢者が多く、住宅の耐震化が伸び悩んでいたのが一因とされています。住宅の耐震化は、基礎や壁の補強、屋根の軽量化などで、震度6強から7程度でも倒壊しないよう改修するもので、費用は築年数や大きさによっても異なりますが、日本建築防災協会によると、木造平屋建ては半数以上で140万円以下、木造二階建ても190万円以下だそうです。本町においても上限額110万円の補助があるようですが、高齢者は、最近の物価高の影響と自己負担が生じるとの理由で二の足を踏んでいる方が多いようです。隣の高知県では自治体の動きが活発で、34市町村のうち14市町村が耐震改修の補助金を165万円に引き上げたそうです。住宅の倒壊は居住者だけにとどまらず、住宅密集地では隣家の倒壊や道路をふさいで避難ができなくなったり、救助の復旧を妨げることもあります。費用負担以外にも相続する人がいないというような理由で、改修に踏み切れない高齢者も多いようです。</p> <p>そこで、住宅耐震改修についてお伺いいたします。</p> <p>まず1点目は、本町では現在、耐震化率はどれぐらいなのか、年間の耐震改修は何件ぐらい申請があるのか、お伺いをいたします。</p> <p>黒木建設防災課長。</p> <p>お答えいたします。本町では、現在、耐震化率はどれぐらいなのか、年間の耐震改修は何件ぐらい申請があるのかとの質問であります。阪神淡路大震災や東日本大震災をはじめ、令和6年1月に発生した能登半島地震など、多くの地震により家屋の倒壊による甚大な被害が発生しております。また、発生が予想されております南海トラフ巨大地震に備えるため、木造住宅の耐震化</p>
----------------------	--	---

		<p>は重要課題となっております。本町では、耐震化率は平成20年度時点で43・9％となっておりますが、平成17年度から木造住宅耐震改修支援制度を設けており、現時点で耐震診断の申請件数は383件で、うち耐震改修工事は毎年約5件申請されております。また、昭和56年以降の耐震基準により新築された住宅を含め、確実に耐震化率は増加傾向にあると考えております。</p>
	東議長	1番 長江議員。
	長江	<p>耐震化の申請件数が383件ということで、毎年約5件申請があると。耐震化率はだんだん上がってきていると思いますが、能登半島地震のときに、結局、新耐震基準というのが1981年に導入されて、そのときに倒壊した家屋が、その新耐震基準の建物で5・4％、それ以前の建物が19・4％と、やはり耐震化されてないと4倍の倒壊率があるという数字が出ております。また隣の高知県も、先ほど言いましたように、耐震改修の補助金を上げて、同じ南海トラフ地震が起こる海岸沿いの市町村が多いということで、高知県はすごく防災に力を入れています。徳島県もこの防災の方にもう少し力を入れていただくよう、また予算の方も県の方へ要望していただきたいなと思っております。</p> <p>続いて、2点目でございますが、今言った、現在の耐震改修の補助金を高知県は引き上げておりますので、本町でも引き上げる考えはないのか、お伺いをいたします。</p>
	東議長	黒木建設防災課長。
	黒木建設防災課長	<p>お答えいたします。現在の耐震改修の補助金を引き上げる考えはないのかとの質問であります。現在、木造住宅耐震改修支援制度の利用は、まず耐震診断を受けていただき、評点が1・0未満と判定されると耐震改修の補助対象となり、補強計画を策定後、耐震改修工事に着手していただきます。補助の内容は、耐震改修事業1件につき耐震改修工事に100万円、感震ブレーカー設置に10万円、スマート化に30万円で、最大140万円の補助が受けられます。</p> <p>さて、議員提案の耐震改修補助金の引き上げについては、耐震化率のアップを図り、災害時の家屋倒壊による被害の軽減を進めていくために、来年度予算計上に向けて検討してまいります。今後は、高齢者の方々などにも利用しやすい制度づくりに努め、この木造住宅耐震改修支援制度を利用していただけるよう、啓発活動に取り組んでまいります。</p>
	東議長	1番 長江議員。
	長江	<p>来年度に向けて補助金の引き上げ等も検討していただけるということで、やはり先ほど言いましたように、高齢者の方は、今の物価高でなかなか耐震改修に踏み切れていないというところがあると思います。やはり命を守るということはお金にかえられないことですので、できるだけ町民の生命・財産を守る、安心安全な暮らしを保障するというのが町行政の一番のやはり役割であると思いますので、その辺、町民を守るための予算をできるだけ補助という形でもしていただけるようお願いをいたします。</p> <p>続いて、次に備蓄についてお伺いをいたします。自治体の中にはランニングストック方式による備蓄を行っているところがあります。自治体が購入した備蓄品を、各自治体の備蓄倉庫に保管することなく、民間の物流センターやバックヤードに寄託して、民間事業者はそれを販売用在庫としながら物流させ、自治体の必要数を常に維持してくれる仕組みです。災害が起きて備蓄品が必要になった場合は、返還要請によって払出しをしてもらうシステムのことです。この方法により、民間事業者は備蓄品を流通させながら、常に新しいものに入れ替えるため、消費期限が来て買い替えをする必要もなく、備蓄場所も確保できるという仕組みとなっております。本町においても、各庁舎での備蓄場所が限られており、民間と連携することにより、常に新しい備蓄品と備蓄場所の確保が可能となります。このような備蓄の仕方について、今後、考えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。</p>
	東議長	黒木建設防災課長。
	黒木建設防災課長	<p>お答えいたします。本町においても各庁舎での備蓄場所は限られており、民間と連携することにより、常に新しい備蓄品と備蓄場所の確保が可能となります。このような備蓄の仕方を考えていく必要があると思うがとの質問でございますが、ランニングストック方式とは、議員提案のとおり、自治体が購入した物資を購入者側に権利が移った状態で、企業側の在庫の一部として販売され、更新していくことで消費期限による廃棄の発生を抑えられ、備蓄品を常に流通させた状態で保管管理するため、限られたスペースの中で備蓄品の管理ができる有効な手段であると認識し</p>

課長	<p>るが、本町では条例を作成しているのか。また設置に関して補助や高齢者宅での補助は考えられないかとの質問であります。住宅用火災警報器は火災により煙や熱を感知して、警報音や音声により火災の発生を知らせる機器であります。また、火災警報器を設置することで家族の生命と財産を守り、近隣住民への被害防止効果があり、住宅防火対策の切り札として、町民の安全安心を確保する上で極めて重要であると認識しております。議員提案の火災警報器設置基準につきましては、消防法で定めており、全ての住宅が火災警報器設置の義務対象となっております。条例の設置について、本町では、海部消防組合火災予防条例で住宅用火災警報器の設置及び維持に関する基準を定めております。</p> <p>次に、火災警報器の補助について。住宅用火災警報器は1個当たり1千円から2千円程度のものが多く、比較的安価であるため、現在、町で支援している事業の中で対応する案など、他の方法も含め検討してまいります。今後も海部消防組合と連携し、住宅火災予防に取り組み、住宅用火災警報器の設置及び維持に努めてまいります。</p>
東議長	1番 長江議員。
長江	<p>火災報知機自体は安価なものでありますが、やはり取り付けとなると屋根に取り付ける、天井に取り付けるということで、高齢者の方はなかなかかけがをするリスクとかもありますので、今、家具の転倒防止とかの補助もしていると思いますので、それらとあわせて、火災警報器の設置なども補助するというような考え方でやっていただけたらと思います。やはり先ほどの防災についてでもですが、感震ブレーカーを今補助していただいておりますが、感震ブレーカーは電気を遮断して火災を防ぐことができますが、電気以外に冬場であればストーブとか、ガスを使っているとか、そういうご家庭もございます。この感震ブレーカーに合わせて、この火災警報器、それから耐震化、この三つを本当にしていただくと、本当に住民にとっては安心して暮らせるというような状況ができるんじゃないかと思っておりますので、いろんなことを単独、単独でやるのじゃなくて、できるだけ組み合わせて補助ができるような形を考えていただけたらと思います。先ほど言いましたが、やはり町民の安心安全を守るというのが町の最大の役割であると思っておりますので、この補助等に向けていろいろ考えていただいて、できるだけ町民が安心して暮らせるような町を目指していただけたらと思います。</p> <p>以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。</p>
東議長	<p>長江議員の一般質問を終わります。 一般質問を続けます。4番 佐川議員。</p>
佐川	<p>議長の許可をいただきましたので、通告書のとおり質問をします。</p> <p>まず、1番目の子宮頸がんのワクチンについてです。子宮頸がんワクチンは積極的な勧奨が差し控えられている状態が終了しました。その間の平成9年から平成19年までの助成に、現在、キャッチアップ接種として公費で接種が受けることができます。令和4年から7年の3月までの接種でしたが、先日も徳島新聞にHPV救済1年延長への記事が掲載されておりました。HPV子宮頸がんとは、子宮頸がんなどの原因となるヒトパピローマウイルスのことをいいます。子宮頸がんワクチンの定期接種は、小学校6年から高校1年相当の女子が対象であり、標準的な接種期間は、中学校1年、13歳になる学年の女子となっております。子宮頸がんは誰でも感染しうる病気であり、子宮頸がんワクチンを接種することで、ワクチン発症が防げること、そしてワクチンの安全性は確認されていることを広く伝える必要があります。海陽町では接種対象者の方への周知はどのように行われましたか。また現在どのくらいの方が接種をしていますか、お伺いします。</p>
東議長	大崎子どもあゆみ保健課長。
大崎子どもあゆみ保健課長	<p>子宮頸がんワクチンの周知、接種状況についてお答えいたします。</p> <p>子宮頸がんワクチンの接種は、平成22年から緊急対策事業として開始され、平成25年4月からは定期予防接種として公費での接種となりましたが、しかし、その年の6月にワクチン接種による副反応の問題が出たことから、積極的な接種勧奨は一時的に差し控えられておりましたが、令和3年11月の厚生労働省の審議会で子宮頸がんワクチンの安全性が確認され、子宮頸がんの減少効果も証明されたことを受けて、積極的接種勧奨が再開されることが決定し、令和4年4月から接種勧奨が再開されています。積極的な接種勧奨が差し控えられていた間に、定期接種の対象者であった方々の中には、ワクチン接種の機会を逃した方がいらっしゃいます。こうした方に公平な接種機会を確保する観点から、平成9年度から平成19年度生まれの女性の方に改めて接</p>

		<p>種の機会を提供しています。これをキャッチアップ接種といい、令和4年度から令和6年度まで実施をされています。国においては、チラシ・ポスター・動画等による広報が行われ、海陽町では、広報紙で周知を行うとともに、キャッチアップ接種の対象者の方々に毎年、個別通知も行っていました。接種状況は、令和4年度は、対象者310人に対して接種者12人で、接種率は3・9%、令和5年度は、対象者303人に対して接種者37人で、接種率12・3%となっており、徳島県全体の接種率は5・4%となっています。子宮頸がんワクチンの接種は、一定期間をあけて3回の接種が必要であり、最短でも4カ月間の期間が必要となっており、今から1回目を接種する場合、公費の助成期限である令和7年3月末までに3回の接種を完了するには間に合いません。令和6年度は公費で接種できる最終年度であるため、令和6年8月の広報紙にて、年度末までに3回の接種を完了するためには早期の接種開始が必要であることを広報いたしました。体調等の理由やワクチンの供給不足等により、どうしても令和7年3月末までに3回の接種が完了できない方のために、1回以上ワクチン接種をしている方については、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう、1年間の経過措置を設けることを、国において議論が進められているところです。海陽町としましても、1人でも多くの希望者が3回の接種を完了できるよう、経過措置が正式に決まりましたら、広報紙と合わせて個別通知を送付し、速やかに周知を図ってまいりたいと思います。</p> <p>東 議 長 4 番 佐川議員。</p> <p>佐 川 今、答弁をいただきましたが、対象者が4年、5年には300人ほどいたということで、12名から37名とちょっと多くなっていますが、割合的には4倍ぐらい増えていると思いますが、4倍といっても三十何人とかいう数なので、まだまだ少ないと思います。けど、受けた方は正しく理解して接種していただいたので、とてもいいと思います。先ほども言われましたが、周知を十分していただき、1人でも多くの方が接種できるようにお願いしたいと思います。1年延長になれば、もっと周知をよろしくお願いします。</p> <p> 次の質問に行きたいと思います。子宮頸がんワクチンというと、女性が打つものだという認識が強いかもしれませんが、しかし、男性も子宮頸がんワクチンの接種が奨励されています。子宮頸がんだけでなく、喉や外陰部、膣、陰茎、肛門にできるがんの原因となることが分かっています。男性がワクチンを接種することで予防ができます。咽頭がんの中でも、特に男性の罹患数が多い中咽頭がんが子宮頸がんに関わっていると言われていたほか、女性への感染を防ぐことで、将来のパートナーの子宮頸がんの予防にもつながるため、男性にとっても子宮頸がんワクチンは重要なものです。そのほか、妊婦にできものができる性感染の尖圭コンジローマの予防にもつながります。男性がワクチン接種による感染予防することで、HPV感染から女性を守り子宮頸がんなどの感染予防にもつながる可能性があります。パートナーだけでなく、自分自身の健康を守るためにも非常に有効です。厚生労働省は、HPV4価ワクチンの適用に男性を追加する方針を発表しています。2020年12月、我が国でも男性に対して子宮頸がんワクチンが接種可能となりました。現在、日本では男性の子宮頸がんワクチン接種は任意接種となるため、全額自費での受診となります。3回接種すると、約5万円程度の費用がかかります。そのため男性のワクチン接種率は、まだまだ高くないことが課題でもあります。しかし、男性の子宮頸がんワクチン接種は、HPVによるがん発症者を抑制するために非常に大切です。国内では年間1万人越えが、町が子宮頸がんが罹患し、約3000人が亡くなっています。現在の接種率が続くと、今後50年で国内の計5万5800人から6万3700人が子宮頸がんが罹患し、9300から1万800人が死亡するという試算もあります。他方、オーストラリア、英国、アメリカでは、ワクチンの導入により、感染率が有意に低下したと報告があります。人口を減らさないためにも、女性だけでなく男性にも子宮頸がんワクチンの接種に必要性を広報し、金額も高額なので助成するような検討はできないものか、お伺いします。</p> <p>東 議 長 大崎子どもあゆみ保健課長。</p> <p>大崎子どもあゆみ保健課長 お答えいたします。子宮頸がんの原因となるウイルスはHPV（ヒトパピローマウイルス）といい、国立感染症研究所によると、男女ともに発症リスクがある肛門がんや頭頸部がん、頭頸部がんといいますが、頭から首までの範囲で脳と目を除く部位に発生するがんのことです。それと、生殖器がん等の原因となるウイルスとされています。HPVワクチンは、令和2年より男性にも接種が認められ、自費にはなりますが、男性もHPVワクチン接種が可能となっています。接種時期は、HPV感染前に接種をすることが最も効果的とされており、他市町村の助成事例をみますと、女性の定期接種と同じ小学6年生から高校1年生相当の年齢に該当する男性を対象としているところがほとんどです。現在、助成をしている自治体は全国でも少なく、子どもが接種</p>
--	--	---

		<p>することに抵抗を感じる保護者もいると思われます。男性への公費での定期接種化につきましては、現在、国の審議会において、安全性や費用対効果等について慎重に議論が行われている状態です。議員お話のように、男性へのHPVワクチン接種が可能となっていることへの認知度は低いと、ワクチンの効果等について広報紙等で周知を行い、認知度の向上を図ってまいりたいと思います。</p>
東 議 長	4 番 佐川議員。	
佐 川		<p>助成金の方は国の動向を注視してということですが、認知度が本当にまだまだ男性については低いところもあって、先ほども答弁されましたが、まだまだ助成している自治体も少ないようです。広報もやっぱりこの大切さっていうのを広報していただけないかということをお願いしたいと思います。町長に聞きますが、これからの町のためとか、人口を減らさないために、町独自の少しでもいいので助成金は考えられないのか、お伺いします。</p>
東 議 長	三浦町長。	
三浦町長		<p>お答えをいたします。課長が先ほど答弁したとおりなんですけれども、今現状、助成をしている自治体は全国でも少ないというふうなことで、国の審議会においても安全性の効果について慎重に議論が行われている状態というふうに聞いております。なかなかですね、こういう問題に関しましては、単独町でこれが安全とか安全でないとかいうふうなことは、はっきりとまだ申せるようなものではないというふうなところでもありますので、国の方である程度、安全というふうなことで、もっとどんどん周知をしてくれとか、そういうような形での方向性が見えてきたらですね、また助成の必要性も検討していければとそうように思っております。</p>
東 議 長	4 番 佐川議員。	
佐 川		<p>ありがとうございます。国の方でいろいろ決定すれば、早期にできるだけ助成とか、町独自でよろしく願いいたします。</p> <p>次に、2番目の質問の、第2の命の道の整備をとということを質問したいと思います。</p> <p>今年、事故により国道55号線が通行止めになるということが、海陽町で1カ所、牟岐町で2カ所、よく似た時期に起こりました。牟岐町はサンラインという迂回路がありました。海陽町ではほかに比べて短い時間だったかもしれませんが、事故が起こった場所では迂回路がなく、1時間ほど通行止めになりました。また、その道は高潮・高波により通行止めになる恐れがあります。</p> <p>現在、命の道の海部野根道路が予定されていますが、いつ完成するのか、先が見えない状態です。宍喰の方は那佐が通れなくなったら、宍喰は孤立状態になると危惧している方もいました。防災の観点から見て、以前、自衛隊の方が来て、櫛川から宍喰に抜ける道をつくっていたと思いますが、今はどうなっているのか。もし可能ならば、その道を整備し、もう一つの命の道にできないものかと考えます。またあらゆる想定を考え、昔、遍路道として歩いていた道があります。海部から那佐に抜ける馬路越えです。今どきとも思いますが、その道の整備もできないものかと思えます。近未来に統合合併をする上でも、もう一つの道は必要不可欠であります。先ほども言いますが、以前、自衛隊が関わっていた道は今どうなっているのか。またそのほかに、第2の道を考えているのか、お伺いしたいと思います。</p>
東 議 長	黒木建設防災課長。	
黒木建設防災課長		<p>お答えいたします。櫛川から宍喰に抜ける道を整備していたと思うが、その道を整備することはできないか。今の状況をとの質問であります。県南地域においては、幹線道路である国道55号は、徳島県と高知県を結ぶ緊急輸送道路として指定されております。議員提案の事故や高潮・高波により通行止めとなった場合、海部・宍喰間においては迂回路もなく、命の道、海部野根道路も完成していないため、第2の命の道の整備は必要であると認識しております。また、南海トラフ巨大地震の津波により、国道55号が寸断され、宍喰地区が孤立する恐れがあることから、県に要望し、海部から宍喰地区を経由する津波迂回ルートを計画していただき、平成24年度より事業着手となりました。事業主体は徳島県で、事業箇所は一般県道芥附海部線、櫛川から北河内間、事業計画延長は2・2キロメートルで、現道が存在しないことからバイパス的整備を継続して実施していただいております。進捗状況につきましては、平成25年から28年の4年間は自衛隊に工事を施工していただき、平成29年度から現時点まで継続して改良工事を進めていただいております。完成予定は用地交渉や予算の確保状況によりですが、5年程度はかかる見込み</p>

		<p>であります。今後も引き続き、事業進捗を図っていただき、県と連携し、早期完成に向けて取り組んでまいります。</p>
東 議 長		<p>4番 佐川議員。</p>
佐 川		<p>櫛川の道というか、宍喰に抜ける道はもう事業化があってもう進んでいるという状態をお伺いしました。その道は、今まであの道はどうなっているんだろうと、住民も多くの方が思っていたと思います。少しでもその道が完成すると住民も安心すると思います。また、この道が県道であるということも今、初めて知りました。しかし、早くても5年程度かかるということですが、災害はいつ起こるか分かりません。人口減少化が進むにつれて、幾つかの問題課題に直面していく中で待つのではなく、できる方法を考え、住民が安心して暮らせる町になるよう考えていかなければならないと思います。第2の命の道は絶対に必要です。1日でも早く第2の命の道が開通できるよう、県にも早期完成を強く要望していただきたいと思います。</p> <p>これで、私の一般質問を終わります。</p>
東 議 長		<p>佐川議員、馬路越えはいいんですか。</p>
佐 川		<p>馬路越えの返答も欲しかったんですけど、ちょっと難しいような感じなのでいいです。ありがとうございます。</p>
東 議 長		<p>佐川議員の一般質問を終わります。 議事の都合により、休憩します。（午前10時32分）</p>
東 議 長		<p>休憩前に引き続き、再開します。（午前10時44分） 一般質問を続けます。5番 富田議員。</p>
富 田		<p>議長の許可を得ましたので、質問に入っていきます。</p> <p>この件につきましては、先の9月議会で質問をさせていただいておりますが、当時の担当課長答弁では、海陽町の課税世帯の0から2歳児は令和6年度では68名おり、年間の保育料は合計約1300万円となってきます。県の補助金分を差し引いても、年間約1200万円の一般財源が必要となってきますので、実施は難しいとの、考えますとの答弁をいただいておりますが、徳島県の後藤田知事は、12月4日の本会議で、第一子からの保育料無償化を目指して、県独自の支援策を検討する考えを明らかにいたしました。県内では、市町村独自に保育料無償化実施市町村は鳴門、阿南市など6町村で第一子以降、石井など3町で第二子以降は無償化になってきております。知事は答弁で、少子化対策は待ったなしであり、少子化の大きな要因である子育て世帯の経済的不安の解消に向けた取り組みは重要だと意義を強調いたしました。国の制度の範囲を超える無償化については、県と市町村が半分ずつ費用を負担することになっており、市町村との協議が必要になります。</p> <p>そこでお伺いをいたします。県から協議の話が来た暁には、令和5年度子どもあゆみ基金10億2024万円の一部を使用して、無償化を実施をしていく考えがあるのか、ないのか、お伺いをいたします。</p>
東 議 長		<p>大崎子どもあゆみ保健課長。</p>
大崎子どもあゆみ保健課長		<p>保育料を無償化できないか、実施できないかについてお答えいたします。</p> <p>海陽町の課税世帯の0から2歳児は、令和6年度では、先の9月議会では68名と申し上げましたが、最新の数字では69人となっております。年間の保育料は合計で約1300万円となっており、9月議会では無償化の実施は財政的に難しいとお答えをしたところです。しかしながら、令和6年11月県議会において、知事より、国制度の対象外となる0歳から2歳までに対し、第一子からの保育料無償化を見据え、本県独自の支援策に着手すると表明されました。これを受けて、県の方から保育料無償化支援の拡充に向け、各市町村に意向の照会が来ております。無償化の拡充後の負担割合は、県2分の1、市町村2分の1とされておりますが、所得制限の有無や開始時期は未定とされております。海陽町としましては、2分の1の財政負担で子育て世帯への支援が拡充できることから、開始時期等、県の制度に合わせ、無償化を実施していきたいと考えております。所得制限については、保育料無償化は少子化対策の一環として実施をする観点から、県が所得制限を設けた場合でも、町は所得制限を設けず実施をしていきたいと考えております。</p>

	東議長	5番 富田議員。
	富田	<p>この件につきましては、長年の質問でございましたが、これで今担当課長からも積極的な答弁をいただきまして、大変小さな子どもさんを抱えている親御さんにとっては、大変喜ばしい返事かなあと考えております。それで県の方が実施が決まりましたらですね、早急に答弁のとおり、海陽町も実施をしていただきたいということを切に願っておりますので、その準備方、よろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、続きまして、第2点目に質問に入っていきたいと思います。</p> <p>令和6年度物品の指名競争入札番号17号、海南幼保統合施設厨房機器購入の入札についてお聞きをいたします。A組合が海南幼保統合施設厨房機器購入入札で、物品購入予定価格596万4千円を、入札で517万5千円で落札をしておりますが、入札参加者資格審査申請書の希望職種は何と何になっているのか、まず初めにお伺いをいたします。</p>
	東議長	奥原行革政策課長。
	奥原行革政策課長	<p>お答えをいたします。まず答弁の前に、一般論として、こういった審査申請等々があるかをまず説明させていただきます。現在、本町の物品の調達に関しましては、入札参加希望者から競争入札参加資格審査申請書類等関係書類を提出していただき、町において審査を行い、入札参加者資格者名簿に登録し、この名簿を踏まえて、建設等審査委員会において、協議の上、入札参加を指名をしております。申請書類につきましては、法人なら競争入札参加資格申請書、経歴書、使用印鑑届、登記事項証明書、納税証明書、印鑑証明書、財務諸表、代理店または特約店の証明書、営業に関する許可、許可等の証明書、それから暴力団等排除措置にかかる誓約書、また取り扱える営業品目が記入された業者シートを提出をしております。</p> <p>議員ご質問の営業品目につきましては、企業の競争上の地位の情報によりまして、詳細についてはお答えをすることはできませんが、ほかの業者と同様に取り扱える物品の販売、役務の提供を、先ほど説明申しました業者シートにより提出をいただいているところでございます。以上です。</p>
	東議長	5番 富田議員。
	富田	<p>先ほど担当課長の方から、物品の役務の提供とか、そういうことアバウトなことで、この厨房機器のところにチェックが入るとか、こういうような内容の話は聞き取れませんでした、聞き取れない中でのこれからの質問に入っていくかざるを得ないと思います。</p> <p>徳島県では、物品入札は一般競争入札が原則であります。A組合が指名競争入札に参加するのに、海陽町建設工事等審査委員会に諮って入札のために参加をさせていると思いますが、その審査委員会にこのA組合です、A組合を入れた中で審査会を開催をされたのかどうか、お聞きいたします。</p>
	東議長	奥原行革政策課長。
	奥原行革政策課長	<p>はい、お答えをさせていただきます。先ほど説明を申しました申請書類を町において審査をいたしまして、問題がなければ、入札参加者名簿に登録され、参加資格を得たこととなります。また、本町の物品調達業者の選定基準につきましては、選定業者については、あらかじめ決められた選定数の範囲内で設計金額を考慮し、業者数を決定の上、地域経済の活性化や業者育成、振興の観点から地域要件を優先をいたしまして、入札の対象となる物品の納入実績、または営業実績、信頼性などを参考にいたしまして、建設工事等審査委員会で協議の上、決定をしているところでございます。以上です。</p>
	東議長	5番 富田議員。
	富田	このA組合をですね、指名競争入札に参加させた基準または指名の理由は何ですか。お答えを願いたいと思います。
	東議長	奥原行革政策課長。
	奥原行革政策課長	はい、お答えをいたします。先ほど申しましたとおりでございます。重複になりますが、業者数を地域の経済の活性化や業者育成、振興の観点、それから地域要件を優先して建設工事等審査

		<p>委員会で協議の上、指名に参加させたとなっております。以上です。</p>
東 議 長		<p>5番 富田議員。</p>
富 田		<p>この海陽町ですね、入札に係る指名業者の選定基準についてというて、町の方で選定基準を設けております。先ほどの答弁の中で、業者数につきましては、この選定基準の中のプラスマイナスされないということで、500万から1000万までは10人ということで、プラスマイナス3名ということで、実際の入札はこの範囲内でやられております。それはそれで結構かと思うんです。それでですね、この選定基準につきましてはですね、ここはよく聞いてもらいたいんですが、選定基準については、入札対象となる物品の納入実績、また営業実績、信頼性等を考慮し、選定するというふうにうたわれております。それで私はですね、先に質問したのはですね、この業者が申請書を上げてきたときにですね、役場の担当課はですね、これをしなければならないと、またそれをした上で書類を作成するというふうにうたわれております。読みます。業者の実績等については担当課で確認し、行革政策課と協議の上、選定業者を作成するというふうになっております。</p> <p>そこでお伺いをいたします。A組合は、私の調べたところ、令和3年度、指名なし、実績なし。令和4年度、指名あり、実績なし。令和5年度、指名あり、実績なし。令和6年度、指名あり、実績あり。この件につきましては、今回のこの実績ありは、今回の今までの今までの間でございますが、厨房機器購入等電気式消毒保管機購入の2件を落札をしております。それがあります。先ほども申しましたとおり、物品購入選定基準基本事項では、業者選定基準については、入札対象となる物品の納入実績、また営業実績、信頼性等を考慮し、選定をすること。また注記として、業者の実績等については担当課で確認し、行革政策課と協議の上、選定業者案を作成することとなっておりますが、本当に担当課はこの確認作業をしたのかどうか、先にお伺いをいたします。</p>
東 議 長		<p>奥原行革政策課長。</p>
奥原行革政策課長		<p>はい、お答えをいたします。議員問い合わせの業者については、令和5年の2月の1日に避難地区の備蓄品の購入を落札をしております。また、令和5年の11月28日のデジタルフルカラーの複合機のリース、これは役務でございますが、そこで落札をしております。また今年度、6年度入りまして、6月の25日入札の宍喰学校給食センターの電気式の消毒保管機、これは厨房機器でございますが、同様にお問い合わせの業者が落札をしております。当然、既に6年度の消毒保管機につきましては、既に納入完了検査も終了しており、問題なく納入を完了しております。ですから、実績につきましては問題ないかと考えております。以上です。</p>
東 議 長		<p>5番 富田議員。</p>
富 田		<p>これね、ちょっと担当課長もね、ちょっと基準の解釈を間違っって解釈しておりませんか。これも一度読みますよ。物品購入選定基準基本事項、分かります。業者選定基準については、入札対象となる物品の納入実績ですよ。このA組合はですね、過去にですね、こういうような厨房実績との納入はしておりませんよ。どこで納入もしていないのにですね、全然機種の違うやつので納入してありましたけん、おうておりますというようなちょっと答弁では、ちょっと私は合点がいかないと思うんですが、これ入札対象となる物品の納入実績、それとまた営業実績ですよ。営業実績は全般なことと思いますが、この対象となるのが一番の目的ですよ。お答えください。</p>
東 議 長		<p>奥原行革政策課長。</p>
奥原行革政策課長		<p>はい、お答えをいたします。先ほど申しましたように、今年度、6年度ですね、6月に宍喰の学校給食センターの消毒保管機を落札し、これは厨房機器の実績には当たると考えております。以上です。</p>
東 議 長		<p>5番 富田議員。</p>
富 田		<p>それとですね、それと地方自治法第234条第6項にはですね、指名競争入札に加わろうとする者に必要な資格がうたわれており、また、地方自治法施行令第167条の12、指名競争入札の参加者の氏名等では、普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとするものを指名しなければならないとなっておりますが、A組合には資格者、技術者はおりま</p>

		すか。
	東 議 長	奥原行革政策課長。
	奥原行革政策課長	はい、お答えをいたします。確かに議員お話のとおり、地方自治法にも参加必要な資格というのは明記されているところがございますが、私の見解でございますが、この参加者の資格っていうのはうちが審査した参加者名簿に登載された資格っていうふうに認識をしております。以上です。
	東 議 長	5 番 富田議員。
	富 田	これ先ほどの課長の答弁の中でですね、1 件だけあったけんに、このA組合を今回の幼保の入札に指名したということではございますが、この原則は物件は一般競争入札です。そやけど、一般競争入札しよったら経費が余計かかるという事務的な、複雑になってくると、煩雑になってくるということもあって、指名に門戸を狭めてですね、指名にしよんです。指名にするということは、やっぱりある程度一定の基準、資格、また信頼性ということが当然と必要になってくると思うんです。私がどうしてこれを疑問に思うのかというのはですね、この経験年数も余りない、また実績もない、資格者は存在しない、厨房実績の実績もないという、先ほども言いましたね。それでこういうようなところでですね、新しい厨房機器の、今後、設置した場合にメンテナンス、故障したときの対応とか、こういうことを考えるとですね、総合的に考えたらですね、この選定要綱の中に対象になっておるですね、納入実績もない、全然機械も扱こうたときもないと、資格もないということでございますのでですね、これもともとA組合をですね、選定の入札会に入れるんが間違うてはなかったんかと私は思うんです。いかがですか。
	東 議 長	奥原行革政策課長。
	奥原行革政策課長	はい、お答えをさせていただきます。物品の販売につきましては、医薬品などの販売業の許可が必要なものもありますが、文具、事務機器、電気製品、厨房機器などは販売についての許可は必要でないため、他の自治体と同様に業者シートに記入された営業品目により業者を選定をしております。またご質問のメンテ、保守ですね、保守につきましてはそういった資格を持っているところに別途契約して、保守点検の業務を委託をしているところでございます。はい。それで当初、選定基準は、町内業者の新規参入に関しては、地域経済の活性化や業者育成、振興の観点から取扱いの営業品目を加味した上で地域要件を優先し、指名を行ったところでございます。以上です。
	東 議 長	5 番 富田議員。
	富 田	これね、堂々巡りのような話になっていきかけよんやけどね、これこの今度の厨房機器についてはですね、海南保育所の幼保の所で民間業者、民間の法人が入ってきて運営をしていくということになって、一番新しく最初のスタートの場所でございます。それでこういう経験のないですね、実績もない、営業活動も少ないようなA組合にですね、それを発注をしておると。私、誰が考えても、やっぱり故障したときの対応とか、そこらあたりメンテナンスのがきれいにできないおそれもあると思うんです。それでこのこの業者ですね、仮に特約店とか代理店とかそういうようなところとは契約はなっとんですか。
	東 議 長	奥原行革政策課長。
	奥原行革政策課長	はい、お答えをいたします。申請書類等については、特約店等々の提出はないと記憶をしておりますが、ただメンテとか故障に関しましては、そこができればできる業者を連れてくるとか、そのの落札業者の責任でね、連れてくるとか、そういったことはできると思うので、納入につきましては問題はないと考えております。
	東 議 長	5 番 富田議員。
	富 田	担当課長は、ほういうことで納入については問題はないと言っておるんではございますが、このこと自体がですねこれ、この基準に一個も照らし合わせとらんと思うんですね。先ほども申し上げておるとおりね。物品の納入実績、営業実績、信頼性とかどこで担保をするんですか、これ。

		<p>全然、機械もこの納品を扱こうたときもないのに、これで信頼性を町の方にですね、町民のこれ町単事業でしょ。町単事業で大方600万ぐらいまでで設計価格になっとんやけど、入札は実際は500万ちょっとやけど、こんだけの大きなお金を、町民のお金をですね、使用するんですよ。もう少し慎重かつ審査とかほういうようなんをしていかなければですね、いけないと私は考えるのでございますが、いかがですか。</p>
東 議 長		奥原行革政策課長。
奥原行革政策課長		<p>お答えをいたします。議員お話の業者につきましましては、以前から町内で営業活動というかしておるところで、信頼性っていうところはクリアしてるかなと思います。実績につきましても、先ほど申しましたように、宍喰の給食センターの消毒保管庫の納入実績もありますし、検査も行って問題なく動いているということなので、何ら問題はないかと考えております。以上です。</p>
東 議 長		5番 富田議員。
富 田		<p>私はちょっと合点がいかないのですが、担当課の方でこういうことで完全に履行ができるというなお話でしたらですね、致し方ないかなとは思いますが。ほやけど今後ですね、できるだけこの物品については、できるだけ透明性のあるですね、入札の心掛けはしていただけたらと思うんですが、いかがですか。</p>
東 議 長		奥原行革政策課長。
奥原行革政策課長		<p>はい、議員お話のとおり、業者選定については、慎重を期して、していかなければならないということは認識はしております。で、業者選定に関しては、まず仕様書どおりの物品を納入していただくことが大前提となっております。その上で良いものをより安くということが必要になってくると認識はしております。現状の物品入札の事務の執行につきましましては、業務の積極的な参加を促し、競争の原理を働かせ、良いものをより安く調達できると考えておりますので、今後も引き続き、公正公平な入札事務の執行を心掛けていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。</p>
東 議 長		5番 富田議員。
富 田		<p>私は今回の物品入札に関しては、A組合を批判するつもりは毛頭ありません。納入実績、資格、経験等基準に合致していれば、町内業者参入は大変喜ばしいことであり、私も大賛成であります。続いて、質問に入っていきたいと思っております。物品入札には最低制限価格設定ができないか。これについては土木建築水道事業等、最低制限価格設定が設けられているが、物品入札にはありません。不当価格競争の防止のため、町独自の設定はできないか、お伺いをいたします。</p>
東 議 長		奥原行革政策課長。
奥原行革政策課長		<p>はい、それではお答えをさせていただきます。物品入札の最低制限価格の設定についてのご質問であります。自治体におきましては、より良いものをより安くというのが調達の原則であります。より安いものを追求し過ぎると低価格による受注が進み、ダンピング、いわゆる不当廉売ですね、の受注につながる恐れがあります。ダンピング受注は、品質の確保など適切な契約の履行がなされない恐れがあることや、行政サービスの質が低下するなどの支障が生じてきます。またダンピング受注によりまして、工事や請負業者の手抜きや下請業者へのしわ寄せや、労働条件の悪化、地域経済に悪影響が出てくるなどの問題が生じております。このようなことが起きないようにすることも、議員お話のとおり、自治体の責務であるとは認識はしております。本町の入札では、工事の請負などに関しては最低制限価格を設けまして、ダンピング受注を防ぐことを目的としておりますが、物品などの調達に関しましては、仕様書どおりの物品を納入していただければ何ら問題はないため、最低制限価格を設定せずに、調達の原則である良いものをより安くを意識いたしまして、入札事務に取り組んでいるところでございます。今後におきましても、引き続き、競争性、透明性、経済性などを踏まえまして、入札事務を執行していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
東 議 長		5番 富田議員。

<p>富 田 東 議 長 三浦町長 東 議 長</p>	<p>最低制限価格を物品に設けたらについて。 三浦町長。 課長の答弁と同じです。</p>
<p>富 田 東 議 長</p>	<p>5 番、富田議員。 私はこれ最低制限価格を設けたらどうですかと言って石を投げ掛けとんでございますが、どうしてかといいますとですね、先ほども申しましたとおりですね、価格競争の防止、それと物品です、町内業者さんが参入していてもですね、大手のところと同じ土俵に上がった場合、大手に負けるというようなことは多分発生してくると思うんです。それである程度、最低の制限価格を設けとったら小売店の方もですね、算入されとって赤字というようなことにはならないかと思っておりますので、そこらあたり小売業者さんのですね、企業方という育成と、今後の育成ということも踏まえた中で、私は考えていただけたらなと思うんですが、そこらあたり再度、もう一度、担当課長か町長でも構いませんので、ご返答をお願いいたします。</p>
<p>東 議 長</p>	<p>三浦町長。</p>
<p>三浦町長</p>	<p>お答えをいたします。一般的に物品の入札資格申請というのはある一定のですね、条件を満たしている事業者であればどこでも申請が可能となっております。したがってですね、入札参加の申請を行えばどのような事業者でも入札に参加することもできるというふうに言えますし、そうしなければ、新規の参入事業者が入れないということにもなります。また海陽町はですね、新規のやっぱり起業というのにも補助もたしかしていたと思っておりますしですね、これからも意欲のある町内業者を応援をしていくべきであると、私はそのように考えております。先ほど議員おっしゃってたようにですね、一般競争入札にしないのは、物品は物を指定するのであって、大手企業やグループが入札に入るとですね、町のやはり小売業者というのは到底太刀打ちができなくて、決まった業者ばかりが落札するというようなことになりかねないから、事務が煩雑になるからというだけではないというように認識をいたしております。結果的に町内業者は廃業に追いやられて、町で物を買いたくても町外に出ていかなければ買えない。そうなってしまえば、これから高齢化率が50%を超えようとしているこの海陽町におきましては、これから町で住むに当たって不便をしかねませんし、自分たちで自分たちの首を絞めることのないように、町内業者の育成振興、また新規参入に門戸を広げることは、この田舎にとって、自分たちの住む町にとって不可欠ではないかと私は考えております。今後も1件でも多くの町内業者が生き残っていけるように、そして高齢になってもできるだけこの住み慣れた町で生活ができるように、町としてできることを率先してやっていきたいと思っております。最低制限価格につきましてもですね、やはりその町内業者、指名された業者間でですね、できるだけそれは適正な価格で、さらにはできるだけ安くですね、安価に取っていただけるという、それが競争入札の根本でありますので、そこは間違えないように、しっかりとこれからも公正公平に取り組んでまいりたいとそのように思っております。</p>
<p>東 議 長</p>	<p>5 番 富田議員。</p>
<p>富 田</p>	<p>それでは、これをもちまして、私の一般質問は閉じることといたします。</p>
<p>東 議 長</p>	<p>富田議員の一般質問を終わります。 議事の都合により、休憩します。（午前11時27分）</p>
<p>東 議 長</p>	<p>休憩前に引き続き、再開します。（午後0時57分） 一般質問を続けます。8番 原議員。</p>
<p>原</p>	<p>議長の許可を得ましたので、2点ほど、一般質問をさせていただきます。 1点目は、投票しやすい環境整備をということでございます。先の衆議院選挙では、有権者数7301人のうち、投票者数が、選挙区が4314人、59・09%、比例区が4311人、59・05%でありました。約4割近い人が投票できていない状態であります。高齢者も増加し、足が痛い、耳が遠くなったなど、投票所にも出掛けづらい人が多くなってきております。障がいのある人にとって、2階のある投票所もエレベーターに乗っていくのは嫌、1階の方が良いのにという声も聞こえている状態です。誰もが投票しやすい環境整備をすることが大事であると思</p>

		<p>ます。総務省選挙部管理課も推奨している投票支援カード、またコミュニケーションボードなど、イラストつきで分かりやすく、紙を文字で指差すことができるような、そういうものを導入してはどうかと思います。また、投票用紙の記入補助具の導入も同時に行っていただきたいと思います。視覚障がいがあっても、代筆投票だと他人に誰に投票しているのかを聞かれるのが嫌なので、自分で記入したいという人に使用してもらうことができます。一応、作ってきましたけども、こういうふうにファイルに穴をあけて、そして黒いマジックで塗っただけのものですけども、こういうふうにしておきますと、投票用紙をこの中で挟んで、そしてもうこの自分が書く欄が指をさわっただけでわかりますし、弱視の人にも、この黒いファイルであれば書く欄が見やすいということになっておりますので、こういうのも作っていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。まずこの点、よろしく願いいたします。</p>
東 議 長	中内住民環境課長	<p>中内住民環境課長。</p>
	中内住民環境課長	<p>投票しやすい環境をとということについてのご質問、ご提案についてお答えをさせていただきます。</p> <p>選挙は、民主主義の根幹をなす重要なプロセスであり、有権者が安心をして投票ができる環境を整備することが必要不可欠です。投票環境の向上は、投票率アップにもつながるものであると認識をしております。このため、本町では誰もが投票しやすい環境づくりを目指し、ソフト面、ハード面、両面から取り組みを進めているところです。まず、啓発促進面におきましては、県内で先駆けて移動投票所を設置しております。投票所に行くことが困難な高齢者や18歳の若者に投票を促すために、檜木屋、大比、大内、海部高校の4カ所を回り、投票促進に努めております。さらには、若者の政治への関心が薄く、投票率が低いとされていることから、先般11月28日、海部高校の2年生83名を対象に主権者教育の出前講座としまして、選挙制度に関するDVD視聴や本番さながらの模擬投票体験を行っていただき、投票の大切さや手軽に投票できることを実感をしていただいたところでございます。また、新年2日に実施をされる20歳を祝う会において、選挙啓発用の各種パンフレットなどを配布する予定としております。投票所における配慮、対応面につきましては、記載台に明かりの設置、車椅子や老眼鏡の配備のほか、最近では、総務省選挙部管理課の障がいのある人に対する投票所の対応の仕方を投票事務従事者に周知をし、高齢者、障がい者など、投票弱者といわれる方々が投票に来られた際には、相手の立場に立って、安心感を持たれるよう、ゆっくりに、丁寧に、繰り返して意思を確認をしながら対応するよう努めているところでございます。</p> <p>さて、議員ご提案の一つ目、誰もが投票しやすい環境整備をすることが大事であり、総務省選挙部管理課も推奨している投票支援カードやコミュニケーションボードなどを導入してはどうかとのお答えをいたします。今回、議員からご提案をいただきました支援カードやコミュニケーションボードについて、投票を支援・強化する意義ある提案と認識をしておりますので、来年の参議院選挙から導入をする方向で進めてまいりたいと考えております。</p> <p>次に、2点目の投票用紙記入補助具を導入したらどうかのご提案についてお答えをさせていただきます。投票用紙記入補助具の導入につきましても、これまでの老眼鏡の配備同様、受付時に貸し出しができるよう取り組みを進めてまいります。</p>
東 議 長	原	<p>8番 原議員。</p> <p>ありがとうございます。早速、参議院から導入していただけるなら本当に助かると思います。またそういう支援カードですけども、前もって広報で、こういうことは投票所へ行くまでにこういうことができますよ、また家の介助の人と一緒に入れますとか、付添いも頼めます、補助犬も一緒に大丈夫です、入場券がなくても大丈夫ですとか、代理投票もできますとかいった、それからまた投票所では借りられるものはこういうものがありますよといったことを、やっぱり広報でもイラストつきのをやはりちょっと載せていただけたら、本当にこんなこともしてくれるんか、こんなこともしてくれるんかというふうに分かると、投票所に行くのを控えてきた人も1人でも多くの方が投票ができたらなと思っております。やはり何か投票所に行っても自分が助けてほしい、またお手伝いできることがありますかというような、こういうコミュニケーションボードがあったら、それを指差すだけで助けてもらうことが可能になりますので、字が書けない人とか、書いたものが人の名前も忘れたとかいうふうなことになるれば、選挙の広報をね、見せてあげるとか、いろいろ方法もありますので、そういうことも分かりやすく広報で知らせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、不在者投票の手続きの簡素化をという点でございます。住民票を地元に残したまま進学したり、単身赴任で町外に転居したり、また転居先で選挙人名簿にまだ登録されていない、</p>

		<p>そういう人が投票する場合、不在者投票をすることができます。その際、地元の選挙管理委員会に投票用紙を郵送で請求する必要がある、また封筒や切手の準備と手間と時間がかかります。この手続きをマイナンバーカードを活用して、オンラインで申請できるようにならないのでしょうか。大きな選挙でしたら期間が長いので、本当に他府県におった場合、町に申請を出して、それをもらって、またそれをもって投票に行ったりとかいうふうにごく時間がかかるので、期間の間にできるんですけども、町議会選挙になりますと、4日か5日ぐらいしか期間がありませんので、本当に間に合わない可能性もあるんですよ。だから、用紙を自分がもらっても、本当にほの申請がもう早めに申請しておけばいいけども、なかなかその投票日までに間に合わなかったら、自分の1票が捨ててしまわなかったらいけないということにもなりますので、こういう点をやっぱりもうせっかくマイナンバーカードができてますので、それをやっぱり利用した手続きの方法が海陽町でもできないものか、それをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
東 議 長	中内住民環境課長。	
中内住民環境課長		<p>3点目の不在者投票の手続きの簡素化に向け、マイナンバーカードを活用して、オンラインで申請できるようにならないのかとのご質問にお答えをさせていただきます。</p>
		<p>現在では、不在者投票請求書兼宣誓書を町のホームページ等から入手をしていただき、必要事項を記入の上、郵送または直接持参による受け付けとしております。電子メールでの提出は受け付けてはおりません。議員お話のとおり、郵送には、封筒、切手の準備の手間ややりとりで時間がかかっているのが現状となっております。そこでマイナポータルを活用することで、まず投票用紙の交付請求の段階が郵送ではなく、オンラインでやりとりをできるために、手間、時間ともに縮小できますことから、先進地に学びながら導入に向けて取り組みを進めてまいります。</p>
		<p>なお、先ほどお話のありました広報の徹底につきましても、コミュニケーションボードや投票用紙記入補助具など、環境整備関連の導入に際しましては、適宜、町のホームページや広報紙などで周知に努め、より多くの方々に利活用していただけますように発信を進めてまいります。また、このオンラインでのマイナポータルができ上がったときにもですね、十分早め早めの周知を促してまいりたいと思います。有権者お一人お一人が、気持ちよく投票しやすくなるユニバーサルな環境づくりにこれからも努めてまいります。</p>
東 議 長	8番 原議員。	
原		<p>ありがとうございます。できるだけ早くにそういうことができるように希望したいと思います。</p>
		<p>次に、2点目の金融教育の大切さを幼児期から導入ということを質問させていただきます。人生100年時代となり、平均寿命が男性81歳、女性87歳となりました。5人に1人が100歳まで生きるといわれております。仕事をリタイアした後の生活は長く、公的年金だけでは老後の生活を賄えない時代となっております。そのため、経済的な備えが欠かせません。若いうちからライフプランに合わせた資産形成を考える必要性が高まっています。我々団塊世代は、今のように子育て支援も充実されていなかったために、少ない給料の中から子どもの教育費を捻出し、生活を切り詰めて、やりくりをして対応してきました。したがって、自分は老後や資金不足をこれからどうしようかと悩む人も多いと思います。子どもの頃からしっかりお金にまつわる基礎知識を学んでおけば、将来設計も変わってきたと思います。2022年4月から成人年齢が引き下げられたことにより、18歳からクレジットカードを作ることやローンを組むなど、金融に関する契約を自ら行うことができるようになりました。そこで、国は学習指導要綱の改定により、4月から高校の授業で本格的な金融教育が始まりました。近年、消費者トラブルの件数も若者に増加傾向があります。ニュースでも再三、騒がせている闇バイトも、若者が軽い気持ちで、小遣い稼ぎのつもりで、すぐに高額の入金が得られるとの甘い言葉に釣られて応募し、犯罪に加担させられている状態です。お金は簡単に得ることはできないことを幼い頃から教えておくべきであります。親は金のなる木ではなく、汗水流して仕事をしてお金を稼ぎ、子どもを養育していることを子どもに理解をさせるべきです。また、キャッシュレス化に伴い、金銭管理をどうするのか。幼少期より家庭の中で、家族で自分の家の財産管理にも参加させ、話し合いをするべきであります。毎月の給与など、収入など、また生活費は幾ら、支出は幾らと理解させておくことも大切かと思っております。将来設計を自分で立てることにより、経済的に自立した生活ができるようになります。男女ともに経済的に自立できていることが真の男女平等も得られると思います。今年7月から新NISAも開始されました。お金を増やすための金融商品も学ぶことで、新聞の経済欄や政治にも関心が湧いてきます。</p>
		<p>先日、日本ファイナルプランナー協会のアンケートの調査によりますと、教員の800人にアンケートを取りました結果、今、学校の現場では、金融教育の指導が教員に専門知識が不足してい</p>

		<p>るといふ方の答へが4割、また内容が難しいといふ方の答へが5割といふこととございました。全国でもなかなか広がってない状態とあります。海陽町での小中学校の現場では、誰が何の科目で教へているのか、また指導体制は十分なのか、問題点、課題はないのか。専門知識を有しているファイナンシャルプランナーをアドバイザーとして指導をしてもらってはどうかと思へますが、いかがとしようか。</p> <p>東 議 長 森崎教育次長。</p> <p>森崎教育次長 町内において、金融教育の導入は、小中学校の現場では誰が何の科目で教へているのか、指導体制は十分なのか、問題点課題はないのか。専門知識を有しているファイナンシャルプランナーをアドバイザーとして指導をもらってはどうかの質問にお答へをいたします。</p> <p>経済のグローバル化や少子高齢化が急速に進み、人生100年時代といわれる現代において、金融教育の重要性が高まっております。議員のご指摘のとおり、小さい頃からお金に関する正しい知識や適切な判断力を身に付け、将来設計を立てるといふことは、子どもたちが生涯にわたって豊かな人生を送る上で欠かせないものであるといふふうに認識をいたしております。学習指導要領の改訂に伴いまして、2020年度は小学校、2021年度は中学校、2022年度は高等学校において金融教育が義務化され、金融に関する事柄を授業で扱えるようになり、全ての子どもたちが金融について学べるようになっております。</p> <p>現在、小学校では、家庭科の授業で物やお金の使い方を考えようを学習テーマに、買い物の仕組みや消費者の役割、物や金銭の大切さと計画的な使い方などについて学習をしております。また、中学校では家庭科や社会科や家庭科の授業におきまして、金融の仕組みと財政の役割や消費者トラブルなどについて授業を実施し、金融に関する教育を行っているところでございます。しかし、金融教育は専門的な知識も必要となることから、議員のご指摘のとおり、教員だけではなく、金融や経済の専門家などの外部の知見を活用することは効果的であるといふふうに考えております。外部の知見を活用する一例といたしまして、現在、小学校におきましては、税務出納課が租税教室を実施をし、税金の使い道や税金が町の中でどのように活用されているかなど、DVDを視聴し、学んでおります。また、1億円のダミー入りのジュラルミンケースの重さ体験など、児童生徒がお金に対して興味関心が持てる事業を実施をさせていただいております。今後、しっかりと金融教育の取り組みを整理をいたしまして、徳島県が金融経済教育に関する連携協定を結んでいる県内銀行等の民間企業の外部団体を巻き込みながら、金融教育の取り組みを進め、子どもたちの金融に関する知識や思考力、判断力を身に付けることができるよう支援をしてまいりたいと思へます。</p> <p>東 議 長 8番 原議員。</p> <p>原 ありがとうございます。本当に教育委員会の方もしっかりとそういうふうな認識をしていただいて、次々と対応策を立てていただいていることに感心しております。またこういう小さいときから金融教育を受けてリテラシーが高くなりますと、やはり金銭トラブルが少ないとか、消費者ローンの利用が少ない、税金関係を理解している、投資をうまく利用して、そういう知っているといふような結果ができておりますので、やはり小さい頃から学校でまた教へることも大事ですし、やはり家族で、家庭内でしっかりとそういう金融のお金の話を家の中でできるような、やはり体制づくりを取ってほしいと思へます。だから今、親になっている世代がなかなかそういう金融教育を受けてないものですから、本当に子どもたちにどういふふうに教へたらいいかも分からない状態だと思へますので、やはり人生を取り組む中でそういう勉強もして行ってほしいと思へます。人生を生き抜くために、ほういふ金融教育といふのは絶対必要となりますので、親世代、またおばあちゃんおじいちゃんの祖父母の世代、みんながこういう教育を受けられるような、そういう共々に学べるような、そういう講習会も開いてみてはどうかと思へますけれども、いかがとしようか。</p> <p>東 議 長 森崎教育次長。</p> <p>森崎教育次長 人生を生き抜くためには金融教育は絶対必要であり、町民にも金融教育や税のことを生活に役立つ講習会をしてほしいとの要望があるがどうなのかの質問にお答へをいたします。</p> <p>現在、地域つながり課におきまして、県内大学と連携をいたしました生涯学習講座を実施をいたしております。金融経済教育に関する学習機会を提供することも、今後、検討してまいりたいといふふうに考えております。これからも幅広い世代の金融リテラシー向上のため、町民の皆さまのニーズに応じた金融経済・投資などに関する講義の実施・支援を行うなど、他の課と関係機</p>
--	--	---

		<p>関と連携を取りながら、より良い教育環境を築いていきたいと考えております。今後ともご理解とご協力をよろしくお願いをいたします。</p>
	東 議 長	8 番 原議員。
	原	<p>ありがとうございます。ぜひともそういう機会を持っていただきましたら、やはり金融トラブルとか、そういうこともいろいろ、さまざま出てきておりますので、消費者協会としましても、やはりそういう講演会が持たれる際には人員の結集とか努めたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。</p> <p>これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。</p>
	東 議 長	<p>原議員の一般質問を終わります。</p> <p>以上で、一般質問を終わります。</p>
	東 議 長	<p>お諮りします。日程第 4、議案第 8 9 号、海陽町未来まちづくり基金条例から、日程第 1 3、報告第 5 号、専決処分の報告についてまでの議案審議について、本会議を休憩し、全員協議会を開き、議案の審議を行いたいと思います。これに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p>
	東 議 長	<p>異議がないようですので、本会議を休憩し、全員協議会を開き、議案の審議を行います。本会議を休憩します。(午後 1 時 2 4 分)</p>
日程第 4	東 議 長	<p>休憩前に引き続き、再開します。(午後 2 時 5 6 分)</p> <p>日程第 4、議案第 8 9 号、海陽町未来まちづくり基金条例を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>
	東 議 長	<p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>
	東 議 長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	東 議 長	(「異議なし」との声あり)
	東 議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 5	東 議 長	<p>日程第 5、議案第 9 0 号、海陽町企業版ふるさと納税基金条例を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>
	東 議 長	<p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>
	東 議 長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。</p> <p>これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p>
	東 議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

<p>日程第6</p>	<p>東 議 長</p>	<p>日程第6、議案第91号、海陽町区域運行型デマンド交通条例を議題とします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>
	<p>東 議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>
	<p>東 議 長</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p>
	<p>東 議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第7</p>	<p>東 議 長</p>	<p>日程第7、議案第92号、海陽町営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>
	<p>東 議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>
	<p>東 議 長</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p>
	<p>東 議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第8</p>	<p>東 議 長</p>	<p>日程第8、議案第93号、令和6年度タブレット端末購入契約についてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>
	<p>東 議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>
	<p>東 議 長</p>	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p>
	<p>東 議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第9</p>	<p>東 議 長</p>	<p>日程第9、議案第94号、令和6年度海陽町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>

日程第10	東議長	<p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>	
	東議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p>	
	東議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>	
	東議長	<p>日程第10、議案第95号、令和6年度海陽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>	
	東議長	<p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>	
	東議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p>	
	東議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>	
	日程第11	東議長	<p>日程第11、議案第96号、令和6年度海陽町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>
東議長		<p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>	
東議長		<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p>	
東議長		<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>	
日程第12		東議長	<p>日程第12、議案第97号、令和6年度海陽町下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。 これから質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>
		東議長	<p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p>
		東議長	<p>討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p>
		東議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

		<p>(「なし」との声あり)</p> <p>東 議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これより採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>東 議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 1 3 東 議 長 日程第 1 3、報告第 5 号、専決処分の報告についてを議題とします。 報告でありますので、討論・採決はいたしません、質疑はございますか。</p> <p>(「なし」との声あり)</p> <p>東 議 長 これですべて報告第 5 号を終わります。</p> <p>日程第 1 4 東 議 長 日程第 1 4、議員派遣の件を議題とします。 お諮りします。本件はお手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。 なお、派遣の内容を諸般の事情により変更する場合には議長一任としたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>東 議 長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。</p> <p>日程第 1 5 東 議 長 日程第 1 5、常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会閉会中継続調査についてを議題とします。 お諮りします。本件はお手元に配布した各委員会の閉会中継続調査申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>東 議 長 異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。 お諮りいたします。本定例会に付議された事件は全て終了しました。 会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」との声あり)</p> <p>閉 会 東 議 長 異議なしと認めます。 よって、令和 6 年第 4 回海陽町議会定例会を閉会いたします。(午後 3 時 0 3 分) 慎重審議ありがとうございました。</p>
--	--	---

上会議録を作成し、その内容に相違なき事を証明するためここに署名する。

海陽町議会議長

海陽町議会議員

海陽町議会議員